

適正に受診しよう

接骨院・整骨院



日常生活からくる首や肩のこり・腰痛などは全額自己負担でないと施術を受けられません。

柔道整復師（整骨院・接骨院）で施術を受けるとき、「健康保険」が使える場合と使えない場合が定められています。また、柔道整復師は医師ではありませんので、薬を投与したり、外科手術やレントゲン検査をすることもできません。柔道整復師（整骨院・接骨院）へのかかり方を正しく理解され適正な受診をされますようご協力をお願いします。

保険が使える施術	保険が使えない施術
<p>外傷性のけが</p> <ul style="list-style-type: none">・ねんざ・打撲<small>だぼく</small>・挫傷（肉離れ）<small>ざしょう</small>・骨折・脱臼<small>だっきゅう</small>の応急手当・医師の同意がある骨折・脱臼<small>だっきゅう</small>の治療	<p>左記以外のけがなど</p> <ul style="list-style-type: none">・スポーツや疲労、慢性的な要因からくる筋肉疲労、肩こり、腰痛など・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア）からくる痛みやこり・脳疾患後遺症<small>のうしっかんこういしょう</small>などの慢性的な症状の改善がみられない長期の治療・同じ負傷について病院で治療中のもの・医師の同意のない骨折・脱臼<small>だっきゅう</small>の治療

※施術が長期に渡る場合、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けてください。

⇒ 不適切な受診例

◇すり替え受診

健康保険の対象外のものを対象となるけが・原因にすり替えて健康保険を使うこと。

◇部位ころがし

健康保険での利用を続けるために、患部を次々と変えて継続して施術を受けること。

◇ついで受診

「ついでだから」と体のほかの部分や一緒に来た家族まで施術を受けること。

柔道整復師が代理で療養費の支給申請を行いますので、その内容に誤りがないかをよく確認し署名または押印をすることが大切です。

健康保険の療養費の支給は、原則として、いったん窓口で施術費用の全額を支払い、あとで保険から自己負担分を除いた分が支払われることになっていますが、柔道整復師の施術にかかる療養費については、柔道整復師が代理で療養費を受け取る「受領委任制度」が一般的に行われています。

⇒ ここをチェック！

◇**施術の内容に誤りはないか**

回数、施術部位などを確認してください。

◇**施術部位数が3部位以上の場合**

施術部位数が3部位以上の場合、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を記載することになっています。内容が間違いないか確認してください。

◇**医師の同意についての記載があるか**

骨折・脱臼に対する施術を医師の同意を得て行った場合は、摘要欄に医師名と同意日を記載することになっています。



負傷原因や施術内容等について碧南市国民健康保険から問い合わせは何のため？

最近、柔道整復師の施術にかかる療養費の中には「誤った受療」「一部の柔道整復師による不適切な請求」が見受けられます。施術費用はみなさまから納めていただいている大切な国民健康保険税から支払われています。碧南市国民健康保険では、みなさまの保険税を適正に使うため、整骨院等で健康保険を使って施術を受けた方に対して、文書等によりけがの原因や施術内容・回数などについて確認を行っています。療養費の請求が適切かを確認するためですのでご協力ください。

施術を受けた場合「領収書」の発行が義務付けられています。必ずもらうようにし、大切に保管しましょう。

はり師・きゅう師による施術を受けるとき

慢性的な疼痛を症状とする疾患で、医師による適切な治療手段がなく、はり師・きゅう師による施術により効果が期待できるものとして医師の同意があれば、健康保険の対象となります。

具体的には「神経痛」「リウマチ」「頸頸腕症候群」「五十肩」「腰痛症」「頸椎捻挫後遺症」の6病名が対象疾患となります。

あんま・マッサージ師による施術を受けるとき

あんま・マッサージによる施術で健康保険の対象となるのは、医療上必要があつて行われたものに限られます。具体的な診断名によりことはなく、筋麻痺・関節拘縮等を主症状とし、医師の同意が必ず必要です。

【はり師・きゅう師にかかるときの注意】

❖ 保険医療機関での治療と重複受診はできません。

(ただし、診察・検査及び療養費同意書交付は除く)

❖ 柔道整復師(整骨院・接骨院)の重複受診はできません。

❖ あんま・マッサージとの重複受診はできません。

※「柔道整復療養費支給申請書」の内容を確認してから、署名をお願いします。

柔道整復師が患者の方に代わって保険請求することが認められているため(受領委任制度)、自己負担分の支払いで施術を受けることができます。受領委任で施術を受けた場合は、申請書に署名が必要です。この申請書には、負傷名や施術内容、回数などが記載されていますので、しっかり確認してから署名してください。

※施術を受けた場合「領収書」の発行が義務付けられます。必ずもらうようにし、市等から送付された医療費通知の内容とあっているか確認をお願いします。また領収書は所得税の確定申告の控除対象になりますので、大切に保管してください。

※施術が長期に渡る場合、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けてください。